

平成19年に所得が減って所得税がかからなかったかたへ

平成19年度市民税・県民税減額申告書の提出が必要です!

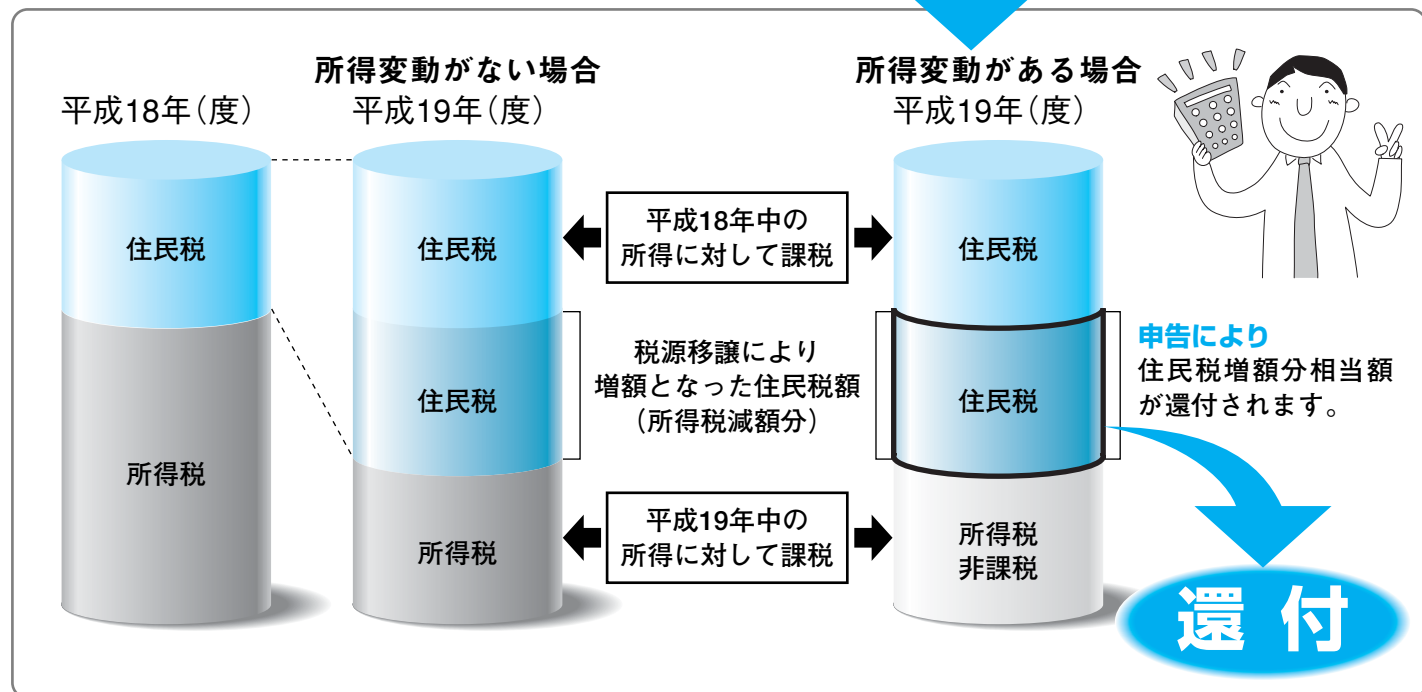
平成18年中に所得税が課税されていて、平成19年中には退職などにより所得が少なくなり、平成19年分の所得税がかからなくなったかたは、税源移譲の影響による市・県民税（住民税）の増額分を調整することができません。

このようなかたは、住民税が軽減されることとなります。

すでに、市・県民税（住民税）の申告をされたかたには、6月下旬に「平成19年度分市民税・県民税減額申告書」を送付しますので、申告期間内に提出をお願いします。

申告期間 7月1日 ～31日	軽減内容 平成19年度分の住民税を税源移譲前の税率を適用した税額まで減額し、減額後の住民税額とすでに納付済みの税額との差額が還付されます。
---	---

※平成19年1月2日以後、他の市区町村から川口市に転入されたかたは、平成19年1月1日時点でお住まいの市区町村に問い合わせください。
 ※平成19年中に亡くなられたかたや海外へ転出（1年以上）して、平成20年1月1日現在国内に居住されていないかたは対象になりません。
 ※配偶者控除および扶養控除、基礎控除などの人的控除以外の控除が増加したり、住宅ローン控除などにより所得税がかからなかったかたは対象になりません。



市・県民税の申告はお済みですか?

所得が減って所得税がかからなかったかたでも、この措置を受けるためには、市・県民税の申告が必要です。まだ申告がお済みでないかたは、「平成19年分所得税の確定申告書」または「平成20年度市民税・県民税申告書」の提出をお願いします。